

草津市と関西経済連合会のイノベーション創出に資する  
連携協力に関する協定書

草津市（以下「甲」という。）と公益社団法人関西経済連合会（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、地域と企業（スタートアップを含む。以下同様。）の連携・共創によるイノベーションの創出に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互連携と協働による活動を推進し、甲による地域に根差したスタートアップの創出・成長・集積および企業の連携・共創による活力ある持続可能な地域社会の形成を図ることを目的とする。

（協力事項等）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、次の各号に定める事項について、相互に連携して取り組むものとする。

- （1） 地域と企業の連携・共創による特色あるイノベーションの創出に関する事項
- （2） スタートアップ支援および企業ネットワークの構築に関する事項
- （3） 社会課題の解決および地域経済の活性化に関する事項
- （4） その他前条の目的を達成するために甲乙が必要と認める事項

（経費等）

第3条 甲および乙が連携協力するための経費の負担については、甲乙相互で協議の上、決定するものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和12年（2030年）3月31日までとする。

- 2 甲および乙は、前項の有効期間中にかかわらず、この協定を解消しようとするときは、甲乙協議の上、解消しようとする日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解消することができるものとする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない具体的個別の連携事項や連携形態、連携協力による成果の利用条件等本協定に定めのない事項、または本協定内容の変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

(案)

令和 年 月 日

(甲) 草津市草津三丁目13番30号

草津市長

(乙) 大阪市

公益社団法人 関西経済連合会

副会長